

# まちづくり計画書

令和7年12月1日

区域名 高山安川商店街区域

## 1 まちづくり計画の名称

安川商店街まちづくり計画

## 2 まちづくり計画の対象となる区域

高山安川商店街振興組合の定款に示す区域

## 3 まちづくりの目標

本区域における全ての関係者のまちづくりに対する意思統一を図り、区域全体として調和がとれ、魅力にあふれたまちづくりを推進する。

## 4 まちづくりの方針

『見て楽しい 歩いて楽しい ふれあって楽しい安川商店街』

安川商店街は、三町と下二之町大新町の2つの伝統的建造物群保存地区や、宮川朝市、古い町並などの観光スポットに隣接しています。また、春と秋の高山祭の祭礼区域の境界にあたることで2つの祭りの祭屋台が曳行されるなど、国内外から多くの観光客や市民が訪れる地域です。

この安川商店街が、安心・安全で居心地がよく、滞在時間が自然と長くなるような楽しいエリアとなることを目指し、次に掲げる方針に基づき、商店街の魅力があふれる持続可能なまちづくりを推進します。

### ①きれいな街

きれいな街を維持するため、自店及び周辺の清掃活動に取り組みます。

### ②伝統文化に裏付けられた街

「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づく建物や屋外広告物の基準を遵守するとともに、飛騨高山の伝統文化にふさわしい店舗を心がけます。

### ③自然豊かな街

植栽や季節感を意識した演出により、潤いある楽しい街をつくります。

### ④楽しい発見や体験のできる街

積極的なコミュニケーションによって、お客様が笑顔で楽しんでいただける商品提案などに努めます。

### ⑤安心安全な街

訪れたすべての人が気持ちよく安心して買い物ができる環境を作ります。また、防犯活動や除雪作業にも積極的に参加します。

5 まちづくり構成員の心得

高山安川商店街振興組合に加盟し、組合員同士のコミュニケーションを大切にします。また、相互理解を深めて商店街がより良くなるよう、積極的に商店街活動に協力します。

6 その他美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進するために必要な事項

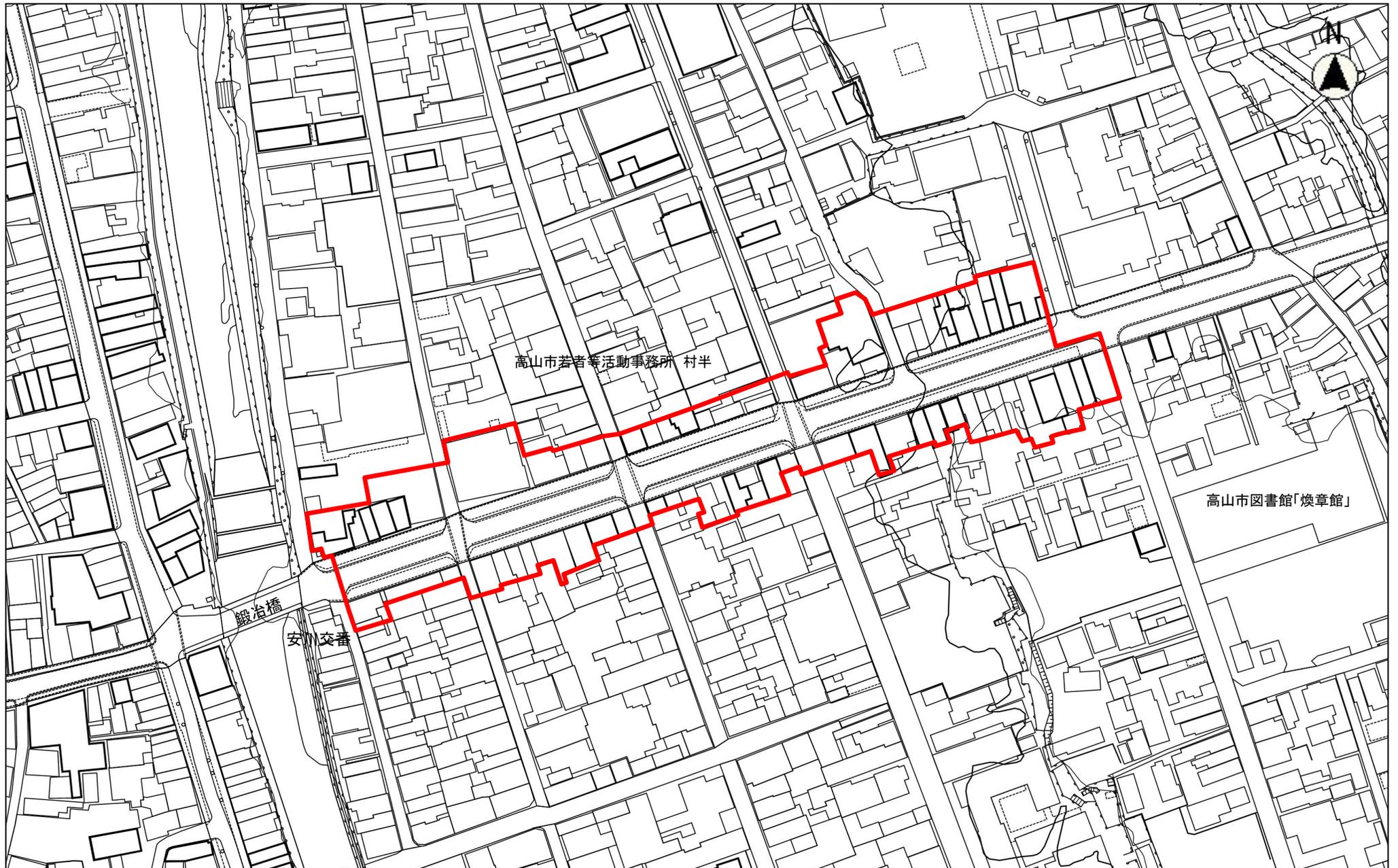
<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>○次に掲げる用途の建築物の建築及び営業は行ってはならない。ただし、高山安川商店街振興組合理事会への事前相談を行い、組合員の2/3以上の合意が得られた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により営業の許可又は届出を必要とする業種</p> <p>○安川商店街通りに面する建築物の1階部分は原則として店舗等とする。ただし、併設する住宅用の玄関等については、この限りでない。</p>
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>○建築物の外壁に装飾・表示（絵画・写真・ロゴ・キャラクター等を含む）等を施す場合は、周辺の町並景観を損なわない範囲で行うものとし、事前に高山安川商店街振興組合理事会と高山市に連絡しなければならない。</p> <p>○建築物の基調色は茶系又は無彩色を基本とし、無彩色の場合は、マンセル値N5以上N9以下とする。</p> <p>○建築物の仕上げは、木質系や石貼り、左官塗等、自然の風合いや温もりが感じられる材料を取り入れるよう努める。</p> <p>○店舗には原則として暖色系の照明を用いることとし、夜間において照明が過度に屋外へ漏れないよう工夫する。また、ネオンサインや電光掲示板、点滅する照明は使用しないものとする。</p> <p>○排気ダクトの設置にあたっては、建築基準法、悪臭防止法等の規定を遵守するとともに、アーケードの外側へ設置するほか、目隠し等の工夫により通りから直接見えないようにする。</p>
<p>屋外広告物の掲出の制限</p>	<p>○高山市屋外広告物条例に基づく許可申請の提出に先立ち、高山安川商店街振興組合理事会及び高山市に事前協議をしなければならない。また、許可申請が不要な場合（自家広告物の面積の合計が10㎡以下）も同様とする。</p>
<p>その他の制限</p>	<p>○店舗の営業時間は、原則として午前6時から午前0時までの間とする。</p> <p>○近隣店舗の営業や周辺の住環境を妨げるような光・音・においを出さないよう努める。</p> <p>○建築物の建築等（用途変更を含む）または新たに建物の利活用を行う場合は、本計画の意図を理解し、商店街及び周辺の住宅に悪影響を及ぼさないよう注意するとともに、事前に高山安川商店街振興組合理事会と高山市に連絡しなければならない。</p> <p>○土地、建築物等を売却または貸与しようとする者は、事前に高山安川商店街振興組合理事会と高山市に連絡しなければならない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○住民等、地権者及び建物所有者は、自らが不在となった際の土地・建物の管理予定者及び相続人の氏名及び連絡先を、高山安川商店街振興組合理事会に共有するよう努める。</li><li>○アーケード内には、高山安川商店街振興組合理事会が認めたもの以外の物品の設置をしないよう心がけるなど、歩行者の安全な通行の確保に配慮する。</li><li>○本計画の運用において疑義が生じた場合は、その取扱いについて高山安川商店街振興組合理事会において協議し、決定するものとする。</li></ul>
--	--

#### 7 既存不適格となる建物等の対応

協定締結日に建築物が存する敷地において、協定締結日以降に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。ただし、本計画の意図を理解し、改善の努力を行うものとする。

# 安川商店街まちづくり計画区域図



— 計画区域